

玉野市都市計画マスタープラン

平成25年3月

玉 野 市

はじめに

玉野には、美しく恵まれた瀬戸内の自然をはじめ、貴重な歴史・文化的資産が多数あります。また、本土と四国を結ぶ海上交通の要所として、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してまいりました。



しかし近年、人口減少や高齢化社会の進展、産業構造の変化、循環型社会への転換など、市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。そのため、これからのまちづくりには、本市の特性と課題を的確に捉え、将来を見据えながら、市民の皆様と協働で課題に取り組んでいく必要があります。さらには、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、全国的にも安心・安全な市街地環境の形成が求められています。

こうしたなか、「安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市」を将来都市像として定めた「玉野市総合計画」に則し、市民の皆様からのご意見を賜りながら、これからの都市づくりの基本方針であります玉野市都市計画マスタープランを策定いたしました。

本マスタープランでは、市民アンケート調査を基に、市全体及び各地域ごとの視点から玉野市の現状と課題を検証し、今後10年間における都市整備の基本目標と方針を定めております。

今後は、この都市計画マスタープランに基づいて、美しい自然を守りつつ、より安心快適で心豊かな暮らしが持続できるまちを市民の皆様とともに築き、次世代につなげてまいりたいと考えております。

最後に、本マスタープランの策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様、ならびに関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

玉野市長 黒田 晋

目 次

第1章 都市計画マスタープランとは.....	1
1-1 都市計画マスタープランの背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の骨子.....	3
第2章 玉野市の現況と課題.....	4
2-1 都市の現況.....	4
2-2 将来都市像の設定.....	9
2-3 都市づくりの基本目標.....	11
2-4 将来フレーム.....	14
2-5 将来の都市構造.....	17
第3章 全体構想.....	20
3-1 土地利用方針.....	20
3-2 都市施設整備の方針.....	26
3-3 都市環境形成と保全の方針.....	37
3-4 都市景観形成の方針.....	39
3-5 都市防災の整備方針.....	42
3-6 その他都市整備の方針.....	44
第4章 地域別構想.....	46
4-1 地域区分の設定.....	46
4-2 田井地域の地域別構想.....	49
4-3 宇野・築港地域の地域別構想.....	56
4-4 玉・奥玉地域の地域別構想.....	64
4-5 玉原地域の地域別構想.....	70
4-6 和田地域の地域別構想.....	76
4-7 日比・浜川地域の地域別構想.....	82
4-8 荘内地域の地域別構想.....	89
4-9 八浜地域の地域別構想.....	96
4-10 山田地域の地域別構想.....	103
4-11 東児地域の地域別構想.....	110
第5章 実現化方策の検討.....	117
5-1 実現に向けての基本的な考え方.....	117
5-2 安全・安心で快適に暮らせる都市づくりに向けた取組.....	119
5-3 適正な土地利用の規制誘導.....	121
5-4 市民、市議会、行政との協働によるまちづくりの推進.....	122

第1章 都市計画マスタープランとは

1-1 都市計画マスタープランの背景と目的

(1) 都市計画マスタープラン

- ・「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、平成4年の都市計画法の改正により創設されたもので、市町村の都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。
- ・この計画は、市民に最も近い立場にある市町村が、市町村の課題に対応しつつ、市全体の施策の方向性や広域的な観点を踏まえ、市民の意見を反映させながら策定するものです。そして、この計画では、都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した都市づくりの方針等を定めています。

● 都市計画マスタープランの法的位置付け

【都市計画法第18条の2】

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

法18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(2) 見直しの背景

- ・本市は平成8年9月に平成22年を目標年次とする都市計画マスタープランを策定し、社会情勢の変化等に対応しながら、計画的なまちづくりを進めてきました。
- ・一方、わが国においては、厳しい財政状況のもと、人口減少と急激な少子高齢化が進んでおり、都市計画分野においても、成熟社会に対応した新たな価値観のもと、既存の資源を活用しながら、持続的な成長を実現する取組みを進めることが課題となっています。
- ・本市においては、今後の都市づくりの指針となる玉野市総合計画が平成19年度にスタートしました。そこで、これを受けて、新たな都市計画マスタープランを策定することとなりました。

1-2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ背景

- ・玉野市都市計画マスタープランは、「玉野市総合計画」、岡山県が策定する「岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、本市の定める都市計画の方針を示すものです。

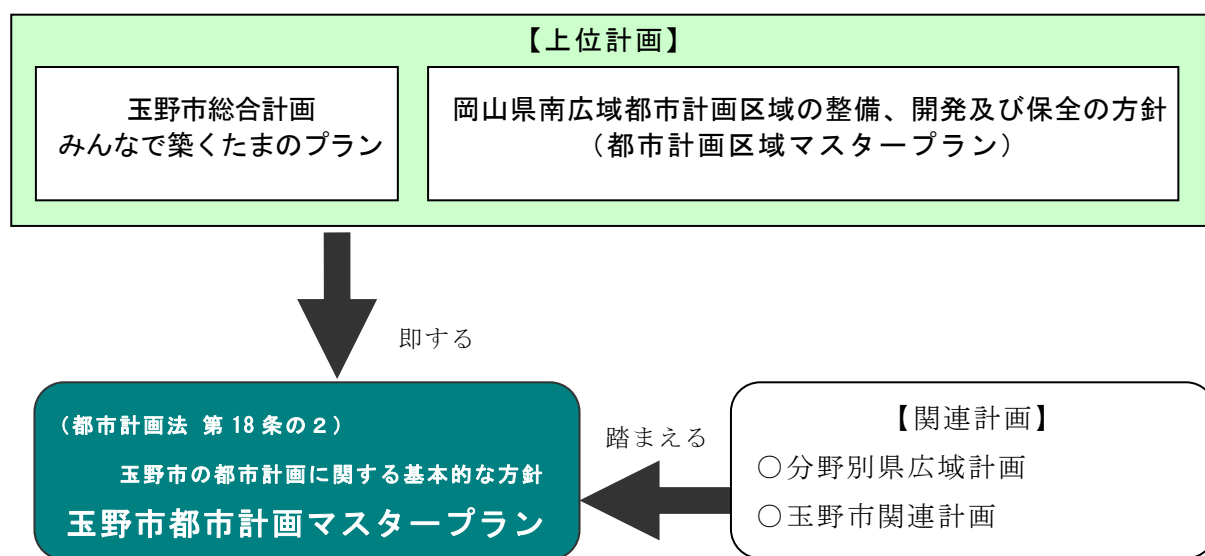


図1-1 玉野市都市計画マスタープランの位置付け

(2) 計画期間

- ・都市計画マスタープランは、都市計画を長期的・継続的に先導する役割を持つことから概ね10年～20年後の都市の将来像を展望し、概ね10年後の目標を設定します。
- ・本計画の計画期間は、平成25(2013)年度を初年度とした10年間とし、平成34(2022)年度を目標年次とします。

1-3 計画の骨子

・本計画の骨子を図に示します。

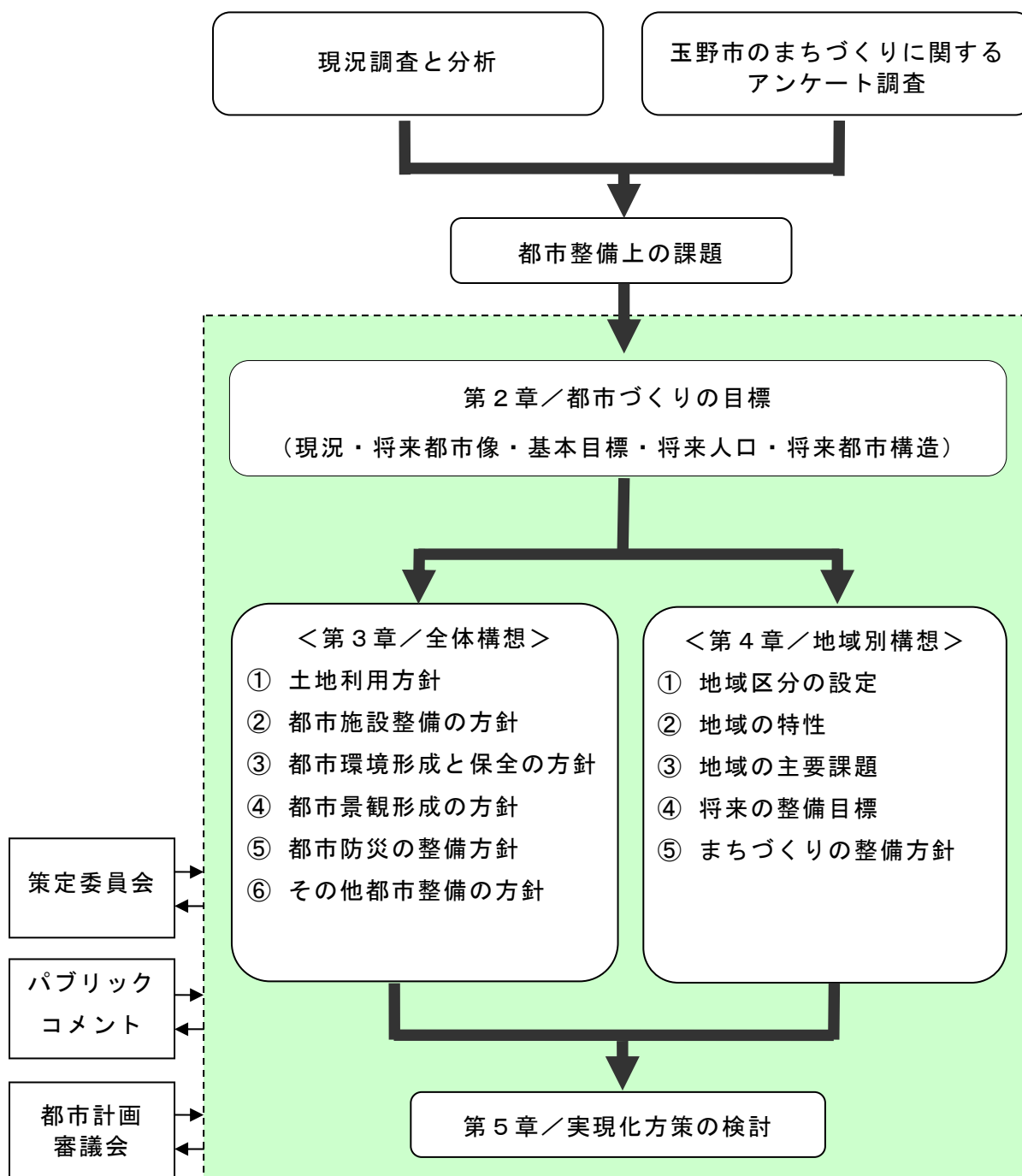


図 1-2 計画の骨子

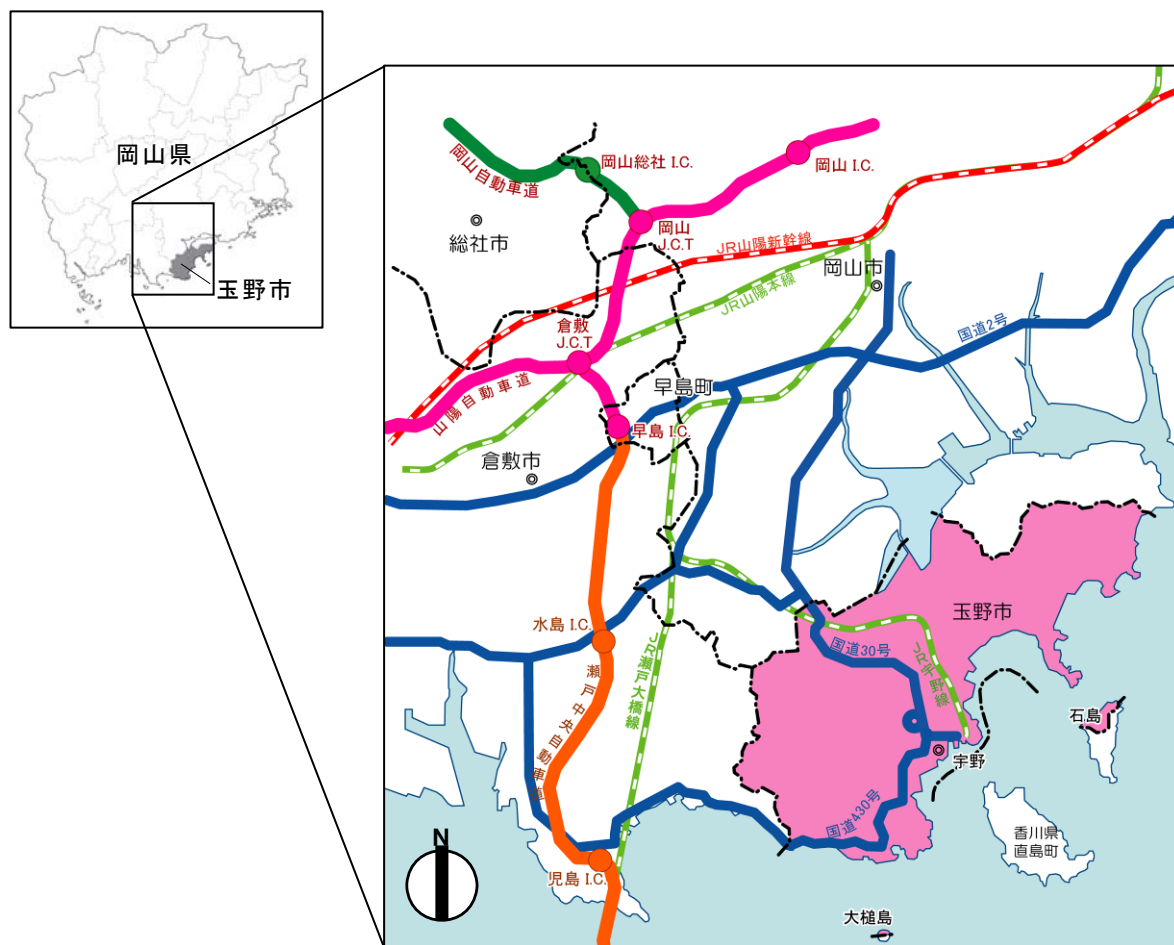
第2章 玉野市の現況と課題

2-1 都市の現況

(1) 都市の成り立ち

1) 位置・地勢

- ・本市は、岡山県の南端、児島湾の南部に位置し、北は県都岡山市、西は倉敷市に接しています。市の面積は 103.63 km²（平成 21 年 10 月 1 日現在）、東西 16.2km 南北 14.3km、海岸線延長約 44km で、瀬戸内海に面する自然豊かなまちです。
- ・J R 宇野線が通り、宇野駅と岡山駅は約 40 分で結ばれています。高速道路でのアクセスは、瀬戸中央自動車道・児島 IC から国道 430 号で 40 分（19km）程度となっています。
- ・市域の約 60%は山地で、平野部は約 40%と少なく、農村集落が多く形成されています。



2) 沿革

- ・本市は、沿岸一帯に屈曲した入江が多く、太古より舟航の便にも恵まれ、天然の良港として栄え、19世紀からは入江を利用した塩の生産地として知られました。
- ・明治39年の宇野港の修築、明治43年の宇野線開通と宇高連絡船の就航により、本土と四国を結ぶ海上交通の要所として繁栄の基礎が築かれ、製造業を中心に発展しました。
- ・本市の市制施行は昭和15年8月で、その後、旧山田村、旧荘内村、旧八浜町、旧東児町の合併を経て、現在の市域に至っています。

(2) 歴史的・自然的条件

1) 歴史・文化的条件

- ・八浜地域の歴史的町並みをはじめ、多くの文化財や史跡、郷土記念物が点在しています。
- ・市東部の山田地区には、塩田跡地や国登録有形文化財である明治時代の専売庁舎をはじめ、貴重な歴史・文化的資源が残されています。

2) 自然的条件

- ・本市は、瀬戸内海に面しており、直島諸島等の多島美に恵まれ、その一部は瀬戸内海国立公園区域に指定されています。渋川海岸、出崎海岸等、瀬戸内海の美しい自然を享受することができる親水空間には、夏場、多くの観光客が訪れます。
- ・その他、王子が岳をはじめとする山岳、ホタルが生息する鴨川水系、深山公園等、自然環境に恵まれた多くの貴重な資源を有しています。

(3) 社会的条件

1) 人口等

- ・市制施行以降、市域の拡大とともに人口は増加してきましたが、昭和50年をピークとして減少傾向に転じ、現在もなお減少傾向となっています。一方、世帯数は、人口が減少に転じて以降も増加傾向で推移しています。
- ・人口・世帯数は、平成22年国勢調査によると64,588人、25,449世帯、世帯当たりの人員は2.54人／世帯と縮小傾向にあり、岡山県平均の2.58人／世帯を下回っています。

2) 産業

- ・産業構造は、平成22年国勢調査によると、15歳以上就業者の産業別内訳が第3次産業62.3%、第2次産業34.9%、第1次産業2.8%であり、岡山県平均と比較すると、第2次産業の割合が大きく、第1次産業、第3次産業が小さくなっています。

- ・昭和 60 年以降の推移をみると、第 3 次産業の割合は増加傾向、第 2 次産業の割合は減少傾向、第 1 次産業は減少の後、横ばいとなっています。
- ・農業は、従事者の高齢化が進み、平成 22 年国勢調査によると、農業従業者の 70.0% が 60 歳以上となっています。また、耕地面積は、昭和 40 年をピークに減少が続き、平成 22 年にはピーク時の 4 割程度まで減少しています。
- ・工業は工業統計調査によると、平成 21 年の事業所数は 150、従業者数は 7,499 人、製造品出荷額等は約 3,899 億円で、事業所数、従業者数はともに長期的な減少傾向から脱し、横ばいまたは微増の状況となっています。製造品出荷額等は近年、大きな伸びを示しており、製造品出荷額等の産業分類別内訳では、輸送用機械器具製造業が 71.7% を占めています。
- ・商業は、平成 19 年商業統計調査によると、小売業（飲食業を除く）の商店数 658 店、従業者数 3,301 人、年間商品販売額 466 億円で、平成 16 年に比べ、商店数は 94 店（12.5%）減少、年間商品販売額は 121 億円（20.8%）減少しており、購買力の市外への流出額は、219 億円、流出率 32.4% となっています。
- ・本市は市街地が分散していることから、地域密着型の小規模商圈が形成されてきました。しかし、消費者のニーズが多様化し、岡山・倉敷への消費流出が著しく、商圈全体が衰退傾向にあります。
- ・岡山県南広域都市計画区域における小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の各都市状況を以下に示しています。
- ・人口千人あたりの事業所数、従業者数は、岡山市、倉敷市、総社市に次ぐ規模で他市や岡山県の平均を上回る水準となっている一方、年間商品販売額は岡山県の平均を大きく下回っていることから、本市の小売業の消費額が、岡山市や倉敷市等の市外へ流出している状況がうかがえます。
- ・このことから、既存小売業の活性化とともに、新たな小売業を創出できる商業地の形成を促進することが必要と考えられます。

区分			岡山市	倉敷市	玉野市	総社市	赤磐市	浅口市	早島町	岡山県	
小売業 総数	事業所数	(事業所)	5,968	4,072	658	515	293	330	85	18,390	
	従業者数	(人)	43,991	28,681	3,301	3,405	1,930	1,760	422	65,289	
	年間商品販売額	(百万円)	859,927	495,850	46,573	57,897	33,670	26,980	8,399	2,043,853	
人口千人 あたり	事業所数	(事業所／千人)	8.7	8.6	9.7	7.7	6.5	8.6	7.0	9.4	
	従業者数	(人／千人)	64.4	60.8	48.9	51.1	42.6	46.0	34.6	33.5	
	年間商品販売額	(百万円／千人)	1,258.6	1,051.9	689.9	869.4	743.5	705.0	688.8	1,047.4	
住民基本台帳人口 (H19.03.31)			(人)	683,258	471,401	67,510	66,595	45,286	38,271	12,194	1,951,420

資料：「平成19年商業統計調査（確報）統計表」岡山県、「住民基本台帳人口」岡山県

3) 道路・交通

- ・市中央部を南北に通る国道 30 号、海岸沿いの国道 430 号をはじめ、岡山玉野線、倉敷玉野線、玉野福田線等の主要地方道を中心とし、隣接市との広域交通ネットワークが形成されています。

- ・公共交通としては、JR宇野線や路線バスにより、岡山市方面との広域アクセスが確保されています。
- ・路線バスは、市内外の主要地域・施設を結ぶ重要な交通手段となっていますが、自家用自動車の普及等により利用者数の減少が進んでいます。
- ・高齢者、障害者等の交通弱者の移動手段や市内公共施設等の利便性を確保するため玉野市コミュニティバス（愛称：シーバス）やデマンドタクシー（愛称：シータク）を運行しています。
- ・宇野高松航路については、連絡船の廃止に伴い、本州・四国を結ぶ幹線航路としての機能は低下したものの、トラックなどの自動車航送を中心とした民間フェリー航路は現在なお重要な役割を果たしています。平成21年岡山県の港湾統計によると、宇野港への入港船舶は年間4万3千隻を超え、船舶乗降人員は年間100万人程度となっています。

（４）土地利用・都市施設の整備状況

1) 土地利用

- ・土地利用面積の内訳は、平成18年度の都市計画基礎調査によると、山林、農地等の自然的土地利用が77.5%、宅地等の都市的土地利用が22.5%となっており、山林が市域の大部分を占めています。
- ・宅地の内訳は、住宅66.8%、商業7.3%、工業25.9%となっており、工業用地や住宅用地の一部は、臨海地域の埋立てによって生み出されています。
- ・近年、大規模な鉄道跡地の有効利用による宇野港周辺の再開発整備を目的として、土地区画整理事業が行われました。

2) 都市施設の整備状況（平成22年度末現在）

- ・都市計画道路は、幹線街路20路線と特殊街路1路線の計21路線、総延長44,960mが計画決定されています。全体の改良率は84.7%で、岡山県平均の56.9%、岡山県南広域都市計画区域内の自治体平均の61.5%を上回っています。
- ・公園は、街区公園26か所、近隣公園5か所、地区公園1か所、運動公園1か所、風致公園2か所の都市計画公園が決定されています。計画決定面積は合計255.82ha、供用率は100%と極めて高く、岡山県平均の84.1%、岡山県南広域都市計画区域内の自治体平均の82.9%を大きく上回っています。
- ・公共下水道の人口普及率は87.4%であり、岡山県平均の60.4%と比較して高い水準となっています。
- ・ゴミ処理施設は、東西2か所の清掃センターとリサイクルプラザが整備されており一般廃棄物最終処分場が1か所で運用されています。

(5) 都市防災・都市景観の状況

1) 都市防災

- ・地震災害時の避難場所は、拠点避難所として市民センター等の13か所、指定避難所として小中学校、集会所等の42か所の合計55か所が指定されています。
- ・本市は、津波・高潮及び地震防災に関する防災マップを作成していますが、干拓地、埋立地など臨海部を中心に危険度の高いエリアがみられます。

2) 景観特性

- ・本市の海岸部一帯は、瀬戸内海国立公園の一角をなしており、風光明媚な景勝地として親しまれるとともに、マリンスポーツの場などにも活用されています。
- ・海水浴、マリンスポーツなどのできる海浜リゾートや景勝地など、多様な資源が点在しています。

2-2 将来都市像の設定

将来都市像は、以下に整理するように、現況からの都市整備上の主要課題、市民意向調査結果による住環境の満足度、社会潮流を踏まえ、玉野市総合計画における将来像等との整合性を勘案して設定します。

【都市整備上の主要課題】

①明確な都市構造の形成

- ・都市形成のための都市拠点と、市民の生活の場となる地域拠点に対する、明確な位置づけと機能充実が必要となっている。

②都市の魅力の向上と定住環境の整備

- ・市内には市街地（集落）が分散し、その中で人口減少、少子高齢化も進展していることから、まちの活力の低下が懸念される。
- ・商店街の衰退や中心市街地の衰退が進んでいる。
- ・市街地（集落）では未利用地が生じるなど、土地利用上の問題が生じている。
- ・生活・産業基盤の充実、地域特性に応じた定住環境の整備が必要になっている。
- ・整備された都市施設の維持管理費の増大が懸念される。

③自然や産業など玉野市の特性を活かしたまちづくり

- ・美しい景観や自然的土地利用、海浜リゾート、歴史的資源、造船業や港等、地域の特性や貴重な資源を積極的に活用したまちづくりを進めていくことが求められている。

④安全・安心のまちづくり

- ・住工混在地や各集落地では、道路が狭く建物が密集していることから、火災や建物の倒壊による危険性が危惧される。
- ・全国で自然災害が頻発していることから、災害に強い（減災）まちづくりが要請される。
- ・地域の住民が主体となる自主防災組織の活動が求められている。

⑤地域住民との協働によるまちづくり

- ・今後のまちづくりにあっては地域住民、行政、及び関連団体との協働により、施設の維持管理、防災組織の強化等各方面での活動が重要になっている。

【玉野市総合計画】

《将来像》

**「安心・活力・支えあい
～みんなで築く自立都市」**

《政策の体系》

1. 住み心地のよい活気あるまち

- （1）快適で暮らしやすいまちづくり
- （2）美しい環境を守るまちづくり
- （3）活気あるいきいきとしたまちづくり

2. 健やかで安全・安心に暮らせるまち

- （4）安全で災害に強いまちづくり
- （5）安心して生活できるまちづくり
- （6）元気のある健康なまちづくり

3. 豊かな心をはぐくむまち

- （7）生きがいに満ちた豊かなまちづくり
- （8）心豊かな人をはぐくむまちづくり

4. 市民が主役で築くまち

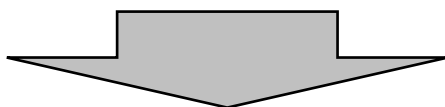
- （9）市民参加のまちづくり

【市民意向調査結果】

- ・自然の豊かさ、住環境、町並みの美しさに関しては満足度が高い。
- ・買物、通勤・通学、公共交通の利便性に関しては中心部以外で不満足度が高い。
- ・住民同士の交流や連帯感に関しては満足度が高い。しかし、災害や事件・事故に対する安全性に関しては不満足度が高い。

【社会潮流】

- 超高齢社会・人口減少社会の到来
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とした更なる安全・安心への希求
- 環境・エネルギー問題の深刻化と低炭素社会づくり、価値観やライフスタイルの変化
- 行財政の改革の推進
- まちづくりへの多様な主体の参画と協働意識の高まり



玉野市都市計画マスタープランは、玉野市総合計画に即して都市計画の基本的な方針を定めるものです。このことから、本市が目指す将来都市像は玉野市総合計画が定める「将来像」と同じものと考えます。

この考え方から、本市都市計画マスタープランでは、本市が目指す将来都市像を、『**安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市**』とし、この将来都市像を実現するため、都市計画の視点から基本目標、都市づくりの土地利用方針及び分野別整備方針を定めます。

【将来都市像】

安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市

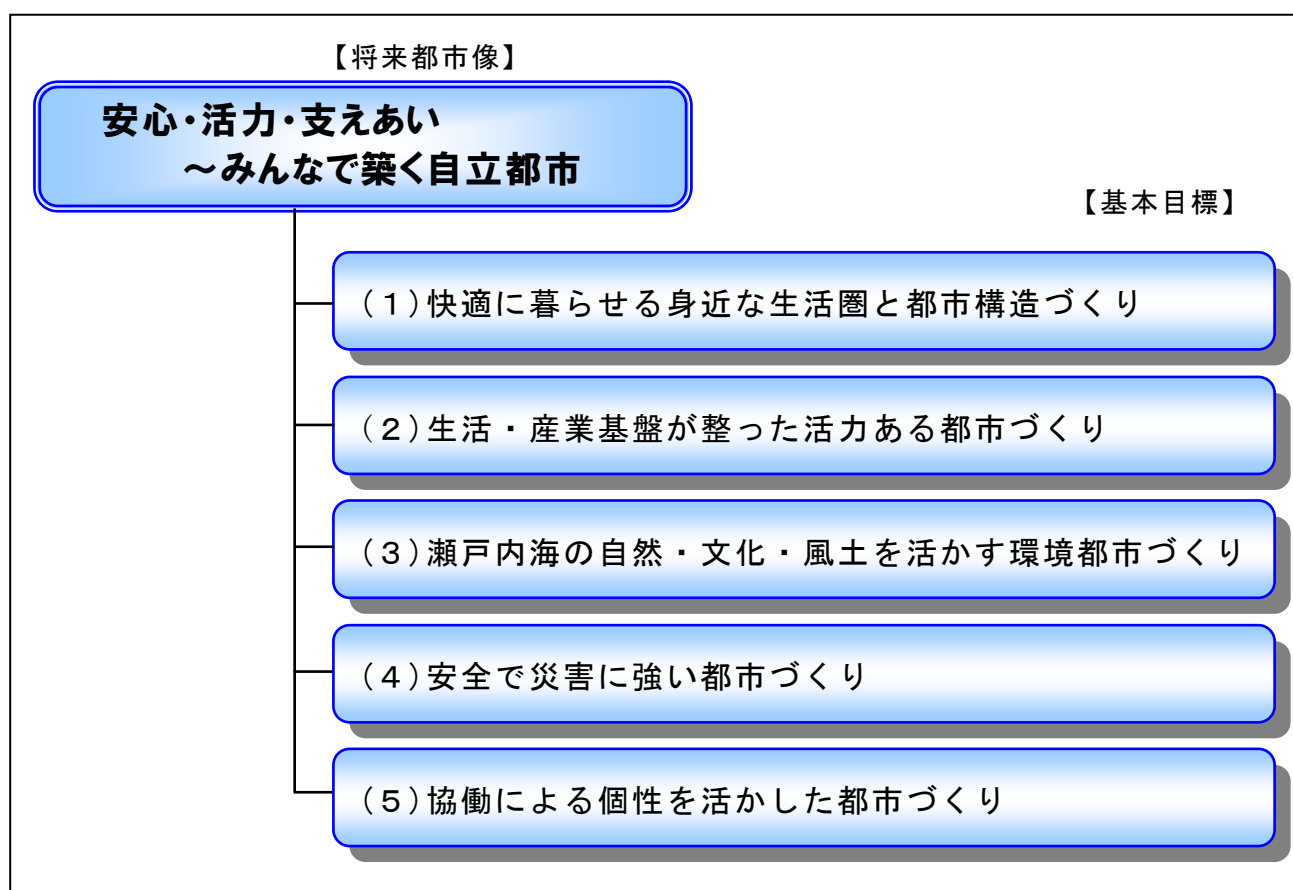
2-3 都市づくりの基本目標

本市の上位計画である玉野市総合計画においては、「今後10年間を見据えて市が重点的に取り組むべき施策は、真に生活に身近な施策の充実が求められています。

そういったことから、本総合計画においては、『安心・活力・支えあい～みんなで築く自立都市』を玉野市の将来像とし、各種施策を推進してまいります。」と定めています。

このことを踏まえ、本市都市計画マスタープランにおいては、自然災害や事故等に対する安全性を高めるとともに誰もが安心して暮らせる都市環境の形成を目指します。合わせて、豊かな自然を守り育てるとともに産業基盤を充実して産業の活性化を持続的に進めることとし、これらの都市づくりを市民等と行政の協働により進めることを目指します。

この考え方から、本市の将来像を実現するための“都市づくりの基本目標”として、次の5つを設定します。



(1) 快適に暮らせる身近な生活圏と都市構造づくり

各地域において日常生活に必要な諸機能を備えた生活拠点を核として、快適に暮らせる身近な日常生活圏を構築するとともに、質の高い都市機能を都市拠点に集積させ、多様で高度なニーズに対応する都市サービスの提供を目指します。

併せて都市拠点と生活拠点及び各拠点と周辺地域を連絡する地域公共交通網を充実し、誰もが多様なニーズに対応する各種サービスを受けることができ、快適に暮らせる都市構造づくりを目指します。

また、ユニバーサルデザインの導入等により、高齢者や障害者を含めて誰もが安心して、快適に暮らせる都市を目指します。

(2) 生活・産業基盤が整った活力ある都市づくり

子どもから高齢者まで、誰もが健やかに暮らせる住環境や医療・福祉環境を充実するとともに、道路、公園、下水道、公共交通の整備、充実を目指します。

また、幹線道路等の産業基盤の充実を図り、農業をはじめ、工業、商業などの様々な産業の振興を進め、多様な就業場所づくりを目指します。

さらに、鉄道・バスなどの陸上交通と、フェリーや大型客船バースなどの海上交通の結節点という立地や、地球環境への負荷低減に向けたモーダルシフトに対応できる物流港を活用することにより、商業・工業をはじめとする周辺の産業の活性化を目指します。

また、コンパクトシティの考え方にに基づき、都市拠点及び各生活拠点において都市空間の活性化を図り、活力ある都市空間づくりを目指します。

(3) 瀬戸内海の自然・文化・風土を活かす環境都市づくり

美しい瀬戸内海の自然環境、資源、景観、これと調和する緑豊かな山々の森林、市民に親しまれている海岸を守り育てることを目指します。

また、これらの資源を市民が再認識し、臨海の街として個性をはぐくむ環境都市づくりを目指します。

さらに、交通の結節点という地理的条件と、恵まれた瀬戸内の資源や産業資源を有効に活用し、活力ある産業、文化をはぐくみ、人々が行き交う活気あるまちの創造を目指します。

(4) 安全で災害に強い都市づくり

住宅、主要公共建築物などの不燃化、耐震化の促進と、自然災害に対応できる治山・治水及び津波対策の充実を目指します。

また、有事に備えて、救援物資の輸送、復旧応援等の対応のため広域連携の強化を図るとともに、災害対策本部や救助活動の拠点となる施設及び体制の機能強化、避難路、避難地の確保により災害に強い都市づくりを目指します。

(5) 協働による個性を活かした都市づくり

瀬戸内の文化や風土といった本市特有の資源を共有し、人と人の絆を大切に育てるとともに、市民や事業者等が都市づくりに参画できる機会を増やし、都市づくりの多様な場において市民等と行政の協働による都市づくりを目指します。

【用語説明】

- ・ユニバーサルデザイン：年齢・性別・障害・国籍・人種等を問わずに利用することができる都市空間・施設・製品などあらゆる領域の設計デザイン、またその考え方
- ・モーダルシフト：トラック等による貨物輸送を、地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換すること
- ・コンパクトシティの考え方：市街地の郊外への拡大を前提としたまちづくりではなく、既存の都市施設等を活用した、各地域で生活しやすく、かつ、持続可能なまちづくりの考え方

2-4 将来フレーム

ここでは、本市の将来人口の各種推計値と人口減少の対応策を勘案し、人口の基本的な考え方を整理します。

(1) 将来人口

1) 基本的な考え方

【現状】

- 本市の人口は昭和50年国勢調査で78,516人（昭和51年住民基本台帳人口で80,133人）とピークを迎え、その後は社会動態の減少が続くとともに平成3年からは自然動態も減少となり、平成17年に67,047人、平成22年には64,588人（国勢調査値）になっています。また、現状において、少子高齢化に伴う自然動態の減少と、就業場所の減少等に伴う社会動態の減少が同時に起きています。

表2-1 本市人口の推移（実績）

区分	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年
人口(人)	66,232	68,446	78,516	77,803	76,594	73,238	71,330	69,567	67,047	64,588
指数	84	87	100	99	98	93	91	89	85	82

資料：国勢調査

指数は昭和50年＝100としたもの

- このうち自然動態は、本市において少子高齢化が進んでおり、高齢化率は30.4パーセント（平成24年3月末現在、住民基本台帳）と高くなっています。そして、今後も出生数の減少、高齢者人口の増加に伴う死亡数の増加が予測されることから、減少が続くものと見込まれます。
- しかし、社会動態は、平成17年以降において減少幅が縮小傾向にあり、今後も良質な住宅地の提供など、様々な施策により定住化を促進し、減少幅を更に縮小することが考えられます。

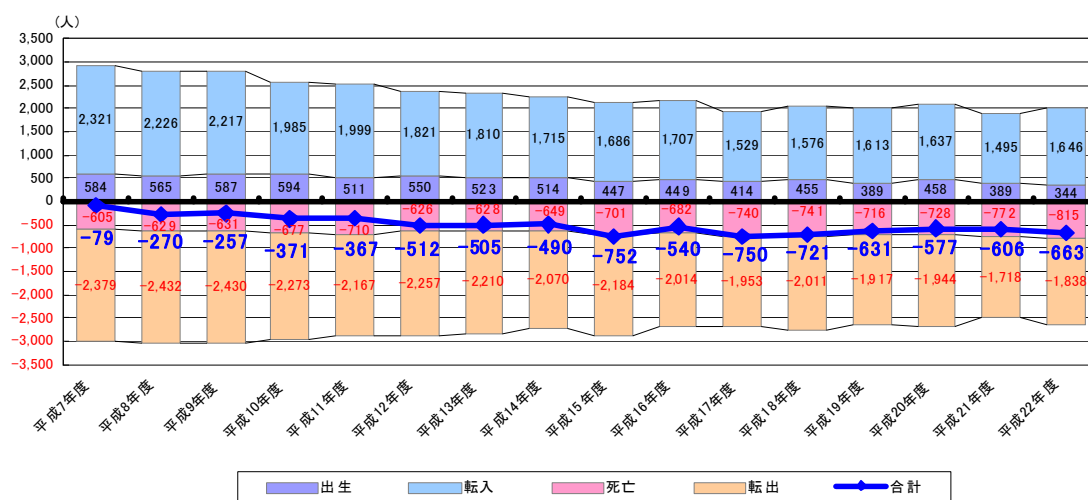


図2-1 玉野市の自然動態・社会動態の推移（資料：住民基本台帳）

【上位計画における将来人口】

- ・玉野市総合計画の基本構想においては、様々な人口の減少を抑制する施策を的確、かつ効果的に展開することにより将来人口の減少幅を抑制し、目標年次となる平成28年度の将来人口を65,000人と定めていますが、都市計画マスタープランの目標年度は平成34年度としています。

【基本的な考え方】

- ・上記のことを踏まえ、就業場所の拡充や良好な住宅地の供給、及び利便性の高い交通手段の充実や、充実した子育て支援、質の高い教育の提供などにより、転入数の増加と転出数の減少を図り、社会動態の減少幅を抑制することを目指すとともに、転入数の増加に伴う出生数の増加も期待し、自然動態による減少幅を抑制することを目指します。

2) 将来人口

- ・基本的な考え方を踏まえ、平成34年の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所による平成32年、37年の推計結果における封鎖人口を参考に、人口の減少を抑制する様々な施策の推進による社会動態（転入、転出）の増減などを勘案します。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口は、自然動態のみによる封鎖人口（参考値）平成32年を61,086人、平成37年を58,248人、自然動態、社会動態を当てはめた将来推計人口（公表値）を平成32年が57,342人、平成37年を53,425人と推計しています。

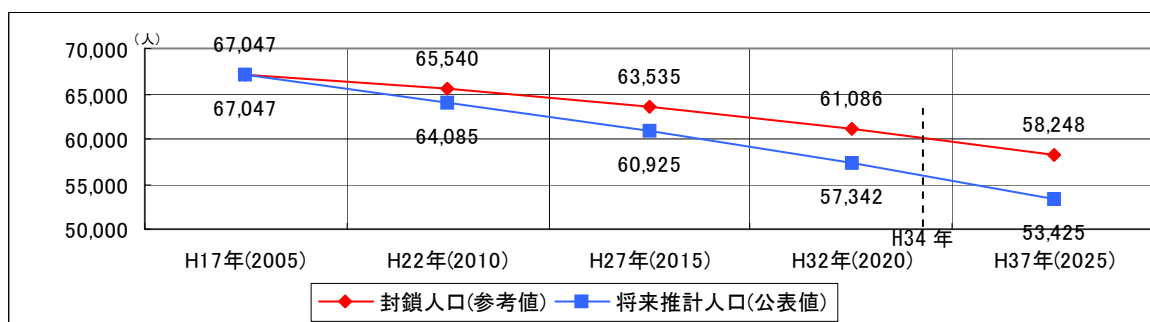


図2-2 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計結果

表2-2 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計(平成20年12月推計)

区 分		実数 (人)	推計人口 (人)									
		平成17年 2005年	平成22年 2010年		平成27年 2015年		平成32年 2020年		平成37年 2025年		平成42年 2030年	
		国勢調査	封鎖人口 (参考値)	将来推計人口 (公表値)	封鎖人口 (参考値)	将来推計人口 (公表値)	封鎖人口 (参考値)	将来推計人口 (公表値)	封鎖人口 (参考値)	将来推計人口 (公表値)	封鎖人口 (参考値)	将来推計人口 (公表値)
年齢階層 別人口	0～14歳	8, 186	7, 319	7, 172	6, 376	6, 040	5, 717	5, 138	5, 207	4, 461	4, 845	3, 964
	15～64歳	41, 884	38, 976	37, 833	35, 373	33, 409	33, 008	30, 284	31, 536	28, 011	30, 015	25, 771
	65歳～	16, 977	19, 247	19, 080	21, 784	21, 476	22, 361	21, 920	21, 505	20, 953	20, 300	19, 597
	計	67, 047	65, 540	64, 085	63, 535	60, 925	61, 086	57, 342	58, 248	53, 425	55, 160	49, 332

- ・本市都市計画マスタープランにおいては、定住促進のための各種施策などの環境整備をはじめ、市内での良好な住宅地の提供などにより、定住化を積極的に促進し、国立社会保障・人口問題研究所が推計している社会動態により減少する人口の減少幅の抑制を目指します。
- ・この考え方を踏まえ、将来の人口は平成32年で約6万1千人、平成37年で約5万8千人とし、平成34年においてはこの5年間の2年目として算定して約6万人と想定します。

（２）市街地フレーム

玉野市の市街地は、平成24年3月31日時点で市街化区域が1,767haです。

現在の市街地における人口密度は概ね30人／ha程度で低下する傾向にあります。また今後の都市づくりにおいては、市街地の拡散による都市の外延化を抑制した求心力のある都市構造、即ちコンパクトシティへの転換が求められ、質の向上による持続可能な都市の形成が必要です。そのため、将来の市街地は目標年次においても現状の市街地規模を維持していくものとし、概ね1,800ha程度の市街地を想定した都市づくりを進めます。

【用語説明】

- ・封鎖人口：出生と死亡のみを考慮して推計した人口
（国立社会保障・人口問題研究所の参考推計データ）。
- ・将来推計人口：封鎖人口に転入と転出を考慮して推計した将来推計人口
（国立社会保障・人口問題研究所の公表値）

2-5 将来の都市構造

(1) 玉野市総合計画における土地利用構想

玉野市総合計画の基本構想では、土地利用について、“自然環境を保全しつつ”、“安全で快適な生活環境の創造に向け、環境・景観に配慮した効率的な利用の推進を図ります。”と定めています。

【玉野市総合計画の「玉野市の将来像」の土地利用】

玉野市の土地利用構造は、総面積の6割が自然豊かな林野部、4割が居住等の平野部に大別されます。本市は従来、臨海工業都市として発展してきましたが、瀬戸内海国立公園内の自然豊かな山間部や、田園地帯との調和に配慮した利用を進めてきました。

土地は、市民の生活や経済活動などの共通の基盤であり、地域の発展に密接に結びついた限られた資源です。このため、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、土地利用を総合的かつ計画的に行う必要があります。そのため、安全で快適な生活環境の創造に向け、環境・景観に配慮した効率的な利用の推進を図ります。

(2) 将来都市構造

都市の骨格的な自然要素や土地利用などに基づく都市機能の配置についての概念に、目指すべき将来都市像の要素などを勘案し、本市の「将来都市構造」は、都市機能の集積を目指す「拠点」、道路等を中心に都市活動を支える「都市連携軸」、及び市街地などの土地利用の集団的な空間の形成を目指す「ゾーン」により構成します。

1) 拠点

①都市拠点

宇野港から市役所周辺については、文化、医療、福祉、商業・業務、行政、交通結節などの都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図り、「都市拠点」に位置づけます。

②地域生活拠点

各地域において、行政施設、文化・交流施設、商業・サービス施設など、日常生活における地域コミュニティ機能や商業サービス機能の集積を促進し、地域の日常生活圏の拠点として、「地域生活拠点」に位置づけます。

③交通拠点

宇野港、JR宇野駅付近については、陸・海交通の利便性の向上や結節機能の強化により、自動車交通、鉄道、フェリーによる他都市、他府県との広域交通機能の保全、充実を図る拠点として、「交通拠点」に位置づけます。

④産業拠点

玉、田井地区の臨海工業地と玉原企業団地については、産業の振興や誘致などにより、産業の育成と就業の場の拠点として、「産業拠点」に位置づけます。

⑤観光交流拠点

宇野港から市役所周辺をはじめ、本市の自然を活かした観光地やレクリエーション地を形成している地区については、観光用施設、情報発信機能の充実や拠点間の連携を促進し、観光交流活動の拠点として、「観光交流拠点」に位置づけます。

2) 都市連携軸

①広域連携軸

行政区域を越えた広域的な交通・物流・交流に資する動線軸として、国道30号、430号を「広域連携軸」に位置づけます。

②地域連携軸

隣接する岡山市、倉敷市や市内各地と連絡している主要地方道や一般県道を、市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を目指し、地域間の交通・交流に資する動線軸として「地域連携軸」に位置づけます。

3) ゾーン

①市街地ゾーン（市街化区域）

居住、商業・業務、教育、文化、医療、福祉、工業など、一定の人口・都市機能が適正に配置されたゾーンを「市街地ゾーン」に位置づけます。

②田園ゾーン（市街化調整区域）

市街化調整区域において、農地が広がり集落地が点在する農業地域については、農業の振興を基本とし、農業との調和を図りつつ集落地等の地域コミュニティの活力の保持や地域産業の活性化を目指す「田園ゾーン」に位置づけます。

③沿道サービスゾーン（市街化調整区域）

市街化調整区域において、槌ヶ原の県道槌ヶ原日比線、国道30号の沿道や東野崎の県道倉敷飽浦線沿道の埋立地は、周辺の住環境を保全し、自然環境や農業との調和を保ちつつ、商業施設等の沿道サービス施設の秩序ある土地利用を図る「沿道サービスゾーン」に位置づけます。

④森林ゾーン（市街化調整区域）

市街化調整区域において、瀬戸内海国立公園や本市の中央部を北東から南西に連続する山地については、森林の保全と自然環境を活かしたレクリエーションの場と

して、「森林ゾーン」に位置づけます。

⑤海岸ゾーン

瀬戸内海の多島美という景観や海水浴場等のレクリエーション施設に恵まれている沿岸、及び海の玄関口である宇野港周辺については、身近な自然とふれあい、また海辺の祭り等を活用して海と親しむ場として、「海岸ゾーン」に位置づけます。

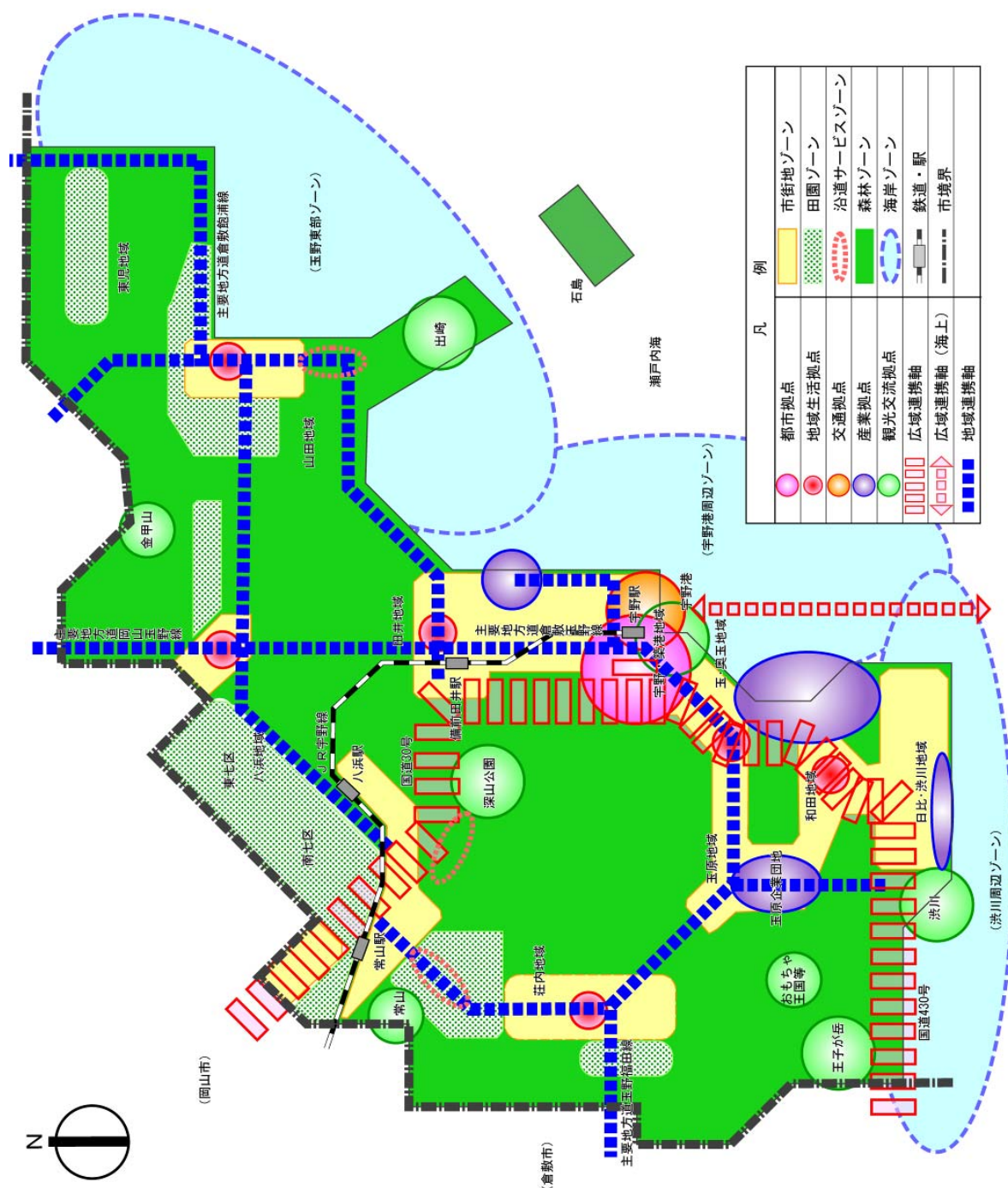


図 2-1-3 将来都市構造図

第3章 全体構想

3-1 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

1) 身近な日常生活圏と多様な都市サービスを提供する都市圏の形成

- ・各地域の交通要所などの拠点に日常生活上の各種都市機能を集積して快適に暮らせる日常生活圏の形成を目指すとともに、都市拠点において多様な都市機能を集積して質の高い都市サービスの提供を目指します。
- ・また、都市拠点と各地域生活拠点、及び周辺地域を結ぶ幹線道路網や地域公共交通網の充実を図り、多様な市民ニーズに対応する各種サービスを受けることができる都市圏の形成を目指して土地利用の誘導を図ります。

2) 自然環境と造船業等の産業風土を活かす土地利用の誘導

- ・自然豊かな山々、潮騒が薫る海岸線などの身近な自然や、製錬所、造船所を源とする産業の地域資源を再発見し、市民が人と人の絆を深めこの素晴らしい資源を共有して“玉野らしさ”を再認識できるよう、情報発信やネットワークの形成とともに、都市計画や他法令に基づく適正な土地利用の規制・誘導を目指します。

3) 地域の特性に適応した合理的な土地利用の誘導

- ・人口や産業の集積度合いが高い市街地（市街化区域）において各種の都市機能を充実するとともに、田園地域（市街化調整区域）において約1万2千人の市民が居住していることを踏まえ、居住環境の整備などの適切なまちづくりを検討します。

(2) 土地利用区分の考え方

- ・将来都市像の実現に向け、現在の土地利用状況を踏まえつつ、市街化区域と市街化調整区域をそれぞれ次のような土地利用に区分します。

○市街地ゾーン（市街化区域）

- | | |
|-----|------------------|
| 住宅地 | 専用住宅地、一般住宅地 |
| 商業地 | 中心商業・サービス地、地域商業地 |
| 工業地 | 専用工業地、住工共存工業地 |

○田園ゾーン（市街化調整区域）

- | |
|-----------|
| 田園集落地 |
| 田園工業地 |
| 農地ゾーン |
| 大規模公園・墓園 |
| レクリエーション地 |

○沿道サービスゾーン（市街化調整区域）

○森林ゾーン（市街化調整区域）

○海岸ゾーン

(3) 各地域の土地利用方針

1) 市街地ゾーン（市街化区域）

①住宅地

ア 専用住宅地

- ・東紅陽台、玉原、和田、日比地区等の住宅団地や丘陵地の低層住宅地は、「専用住宅地」に位置づけます。
- ・これらの区域は、計画的開発による低層・中高層の住宅地や緑豊かな低層住宅地が形成されていることを踏まえ、必要に応じて地区計画や建築協定の適用等を検討します。また、ユニバーサルデザインの普及、災害被害の軽減や子育てしやすい住環境に配慮し、今後とも、誰もが安全・安心に暮らすことができる良好な住環境を保持し、戸建専用住宅や中高層住宅を中心とする住宅地としての土地利用を図ります。

イ 一般住宅地

- ・荘内地域の沖積平野部や、八浜、田井、宇野、日比地区等の港や海岸沿いに形成されている区域は、「一般住宅地」に位置づけます。
- ・これらの住宅地は、戦前からの住宅地や市街地外周部において市街地が拡大して形成された住宅地であり、木造住宅が密集する区域や老朽建築物がみられる区域です。一般住宅と小規模な商業施設、作業所等が混在していることを踏まえ、木造住宅の耐火・耐震化や老朽建築物の更新、オープンスペースの確保や狭あい道路の拡幅整備を誘導します。
- ・また、ユニバーサルデザインの導入、災害被害の軽減や子育てしやすい住環境に配慮し、安全で利便性の高い一般住宅地としての土地利用を図ります。

②商業地

ア 中心商業・サービス地

- ・宇野港から市役所周辺を中心とする宇野・築港地区は陸上交通と海上交通の結節点であることや、市内各地域を結ぶ地域公共交通の結節点であることなどを最大限に活かし、本市の中心市街地活性化に向け、「中心商業・サービス地」として位置づけます。
- ・この地区の東側は、ＪＲ宇野駅と宇野港を中心に、駅南東部の遊休地と築港商店街を含むエリアであり、市民の生活の場、また、観光客の回遊・滞在の場として交流による賑わいの創出に向けた土地利用を図ります。
- ・この地区の西側は、市役所などの公共公益施設や国道 30 号沿道の商業施設が集積しているエリアで、既存の商業・業務、医療、文化、行政サービス等の都市機能の集積を活かし、市民が安心して生活できる都市サービスの提供に向けた土地利用を図ります。

- ・また、JR宇野駅及び宇野港周辺を、本地区を回遊する拠点として活用するとともに、駅南東部の遊休地を広域交流拠点として観光客や市民の利用を促進する交流施設の整備の誘導を図ります。

イ 地域商業地

- ・地域商業地は、日常生活の拠点となる地域商業地と幹線道路沿道の商業地（幹線道路沿道サービス地）に区分します。

i 地域商業地

- ・田井、玉、和田、日比、八浜町八浜、長尾、胸上地区の商業地や幹線道路の沿道区域は、「地域商業地」として位置づけます。
- ・これらの区域は、地域の交通要所に位置し、食料品店、各種サービス店、飲食店等の店舗、郵便局、診療所などの日常生活を支援する商業・業務施設などが集積していることを踏まえ、今後とも日常生活を支援する諸機能の集積を促進し、快適に暮らせる日常生活圏を形成する拠点となる地域商業地としての土地利用を図ります。

ii 幹線道路沿道サービス地

- ・東紅陽台・槌ヶ原の国道30号沿道や築港・宇野、玉原の幹線道路沿道は、「幹線道路沿道サービス地」に位置づけます。
- ・これらの区域は、周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ちつつ、沿道サービス施設の秩序ある立地の誘導を図ります。

③工業地

ア 専用工業地

- ・瀬戸内海沿岸部の既存工業地区や玉原企業団地は「専用工業地」に位置づけます。
- ・これらの地区は本市の基幹産業用地であり、大規模な就業地を形成しています。
- ・これらのことを踏まえ、未利用地を活用して企業の誘致や就業地の拡大を図るとともに、今後も工業の利便の増進とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、本市の基幹産業が集積する工業地としての土地利用を図ります。

イ 住工共存工業地

- ・築港、宇野、日比地区等の沿岸部や長尾・用吉・迫間地区の幹線道路沿道の工業地は、「住工共存工業地」に位置づけます。
- ・これらの区域は、本市工業の発展を担ってきた工場が集積するとともに周辺に住宅地が形成されていることを踏まえ、快適な生産環境の形成とともに居住環境の確保を図り、住宅と工業が共存する住工共存工業地としての土地利用を図ります。

2) 田園ゾーン（市街化調整区域）

①田園集落地等

- ・八浜地域、荘内地域、山田地域、東兎地域等の市街化調整区域の集落地は、「田園集落地」に位置づけます。
- ・優良な農用地が形成されている田園集落地は、無秩序な開発の防止を基本とし、道路、排水施設等の改善を促進するとともに、ゆとりある居住環境の維持、向上を図り、住宅と地場産業施設が共存する集落地としての土地利用を図ります。
- ・また、八浜町見石地区と後閑地区の住宅団地は田園集落地等に位置づけ、今後とも良好な居住環境を保持しながら空地の活用などにより活性化を図ります。

②田園工業地

- ・胸上の沿岸部の工業地は、「田園工業地」に位置づけます。
- ・この区域は、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）前から立地している既存工業の利便の増進を図りつつ、農業等との調和を基本として田園地域の工業地としての土地利用を図ります。

③農地ゾーン

- ・東七区、南七区地区に代表される集団的な農地は、「農地ゾーン」として位置づけ、農業水利施設や農道等の保全により農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、優良農地として保全を図ります。

④大規模公園・墓園

- ・大規模公園・墓園は、自然環境との調和を図りつつ市民が楽しめるレクリエーションの場や、先祖を敬い故人を偲ぶことができる場などとしての土地利用を図ります。
- ・特に深山公園は約 200ha の豊かな自然景観を有しているとともに、道の駅や農水産物直売所等の施設も設置されており、市内外から多くの人を訪れる県内有数のレクリエーションスポットになっていることから、引き続き魅力の向上に努めます。

⑤レクリエーション地

- ・深山公園南側、滝、上山坂地区のゴルフコースなどの既存のレクリエーション地は周辺環境との調和を保ちつつ保全を図ります。

3) 沿道サービスゾーン（市街化調整区域）

- ・槌ヶ原の県道槌ヶ原日比線、国道 30 号の沿道や東野崎の県道倉敷飽浦線沿道の埋立地は沿道サービスゾーンに位置づけ、周辺の住環境を保全し、自然環境や農業との調和を保ちつつ、商業施設等の沿道サービス施設の秩序ある土地利用を図ります。

4) 森林ゾーン

- ・市域の中央部を北東から南西に続く山地や出崎等の森林は、水源かん養機能や土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、開発行為等を抑制して自然環境の保全、森林の育成を図り、森林の保全を図ります。
- ・また、有害鳥獣や害虫等による被害の防止に努め、森林の維持、保全を図ります。
- ・瀬戸内海国立公園の森林は保安林を中心に保全を図るとともに、深山公園、渋川海岸周辺の森林は自然観察、野外活動の場や市民の身近なレクリエーションの場として活用を図ります。

5) 海岸ゾーン

- ・瀬戸内海沿岸のうち玉野東部ゾーンは、関係機関等と連携しながら、海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを促進します。
- ・宇野港周辺ゾーンは、人々が身近に利用・交流し、海と親しむことのできる岡山県の海の玄関口（旅客）のエリアとして、賑わいのある海岸づくりを促進します。また、地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを促進します。
- ・渋川周辺ゾーンは、県下最大の集客力を持ち、「白砂青松百選」「日本の渚百選」「快水浴場百選」などに選ばれている渋川海水浴場を中心に、海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを促進します。

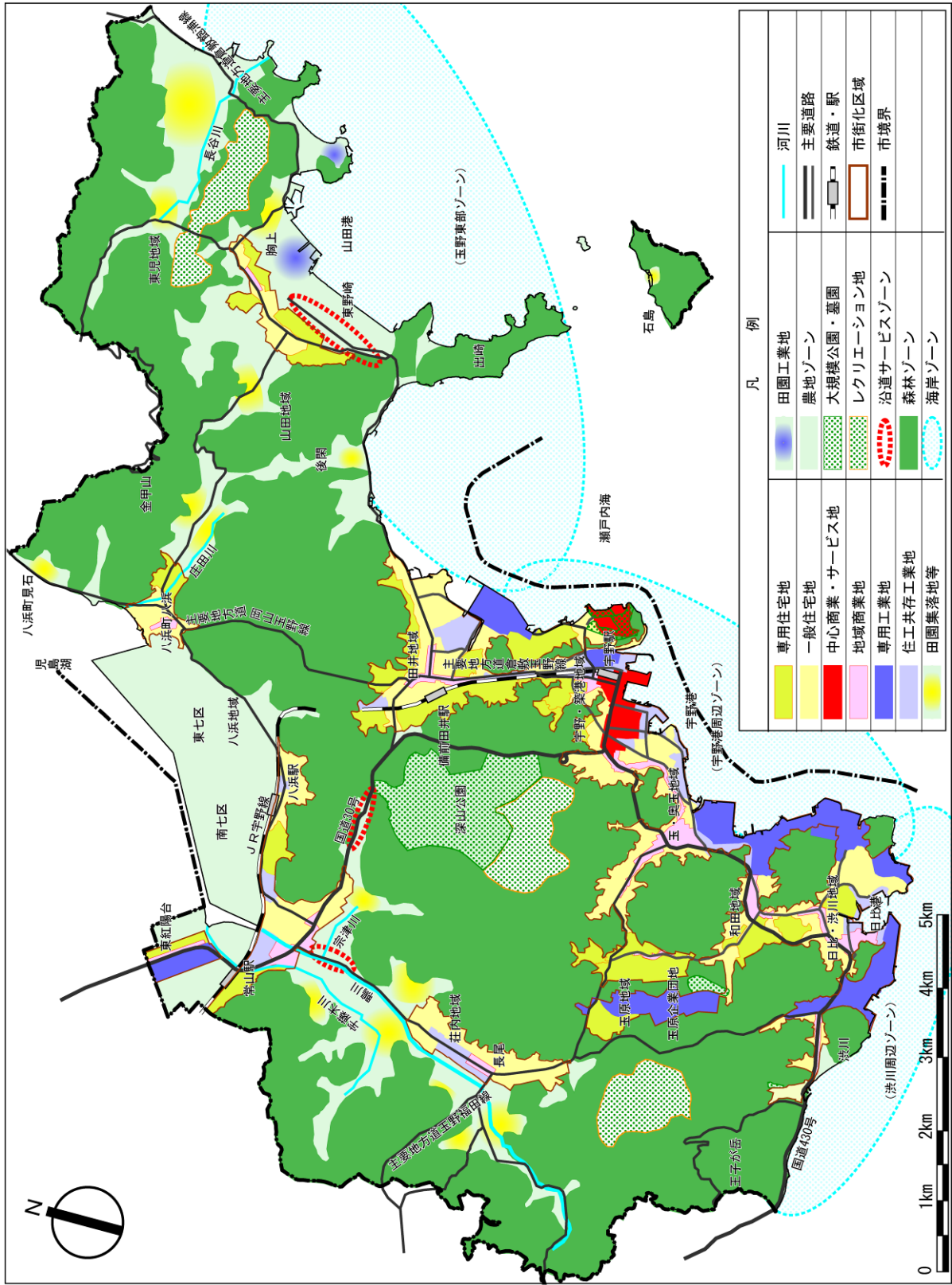


図3-1 土地利用方針図

3-2 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通施設整備方針

1) 基本的な考え方

①交通ネットワーク・機能の充実

- ・山陽自動車道等の高速道路への連絡道路の充実など、広域交流の利便性の向上により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの強化に努めます。
- ・誰もが安全かつ快適に多様なサービスを受けることができるように、都市拠点と地域生活拠点及びその周辺地域を連絡する公共交通網の充実を図るとともに、災害時や火災時などに安全な生活を支える道路網の整備を目指します。

②利用者にやさしい公共交通づくり

- ・人々が、安全・安心に、かつ快適に移動ができるよう、利便性向上を推進するとともにバリアフリー化を促進し、利用者にやさしい公共交通の確立を目指します。

③港湾施設・環境の整備

- ・宇野港では産業活性化や観光振興の基盤となる港湾の整備が実施されました。今後宇野港宇野地区においては、人流ゾーンとして市民や観光客の回遊・滞在を促進することで活気ある暮らしやすいまちを目指すとともに、宇野港田井地区においては、物流ゾーンとして新たな活力の創造を目指します。

2) 主要な施設の整備の方針

①道路

ア 国道 30 号、430 号の改良と活用（主要幹線道路）

- ・国道 30 号、430 号は、周辺都市と連絡する「主要幹線道路」として位置づけます。
- ・本市の交通の骨格となる国道 30 号は、岡山市や山陽自動車道への広域交通路として活用するとともに、地域内交通ネットワークとの連携を図ります。
- ・国道 430 号は玉第 1～第 3 トンネルの改築整備について早期の事業化を促進するとともに、渋川地区において拡幅整備事業の検討を引き続き促進します。

イ 幹線道路ネットワークの拡充（幹線道路）

- ・主要地方道、一般県道、都市計画道路は、「幹線道路」として位置づけます。
- ・主要地方道倉敷玉野線は 4 車線化による早期の完成供用、主要地方道倉敷飽浦線（バイパス）、県道槌ケ原日比線は引き続き整備を促進します。
- ・瀬戸中央自動車道水島インターチェンジ方面と連絡する主要地方道玉野福田線の未改良区間や県道山田槌ケ原線の歩道整備などの事業着手を促進します。
- ・都市計画道路のうち、緊急性のある路線は引き続き整備を図り、市内の安全で円滑な移動の確保を図ります。

ウ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

- ・生活道路については、関係者との協働により順次整備を推進し、市民に身近な暮らしの利便性や安全性の向上に努めます。
- ・橋梁は、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架け替えを基本にした長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理を推進します。

エ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

- ・主要な道路の段差の解消など、ユニバーサルデザインの導入を推進し、高齢者、障害者、来訪者などの誰もが安心して利用できる道路環境の整備に努めます。
- ・交通量の多い幹線道路においては、歩道・自転車道の整備を推進するとともに、通学路の安全対策の充実に努めます。

オ 市民の憩いの場として環境に配慮した道路整備

- ・花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに道路緑化の推進と透水性舗装の敷設など、潤いのある都市空間の創出に努めます。

②公共交通

ア 鉄道の利便性の向上

- ・ＪＲ宇野線については、ＪＲ西日本や宇野線利用促進協議会等の関係機関と連携しながら、利便性の向上及び旅客の定着を促進します。

イ 生活交通の維持・確保

- ・宇野港宇野地区は、四国や瀬戸内の島しょ部を結ぶ船の発着地であることから、大型旅客船バースの活用促進等により賑わいの創出を図るとともに、ＪＲや路線バスをはじめとする地域公共交通との連携により、海上交通と陸上交通の結節点として利便性向上を図ります。

③港湾

ア 港湾施設・環境の整備

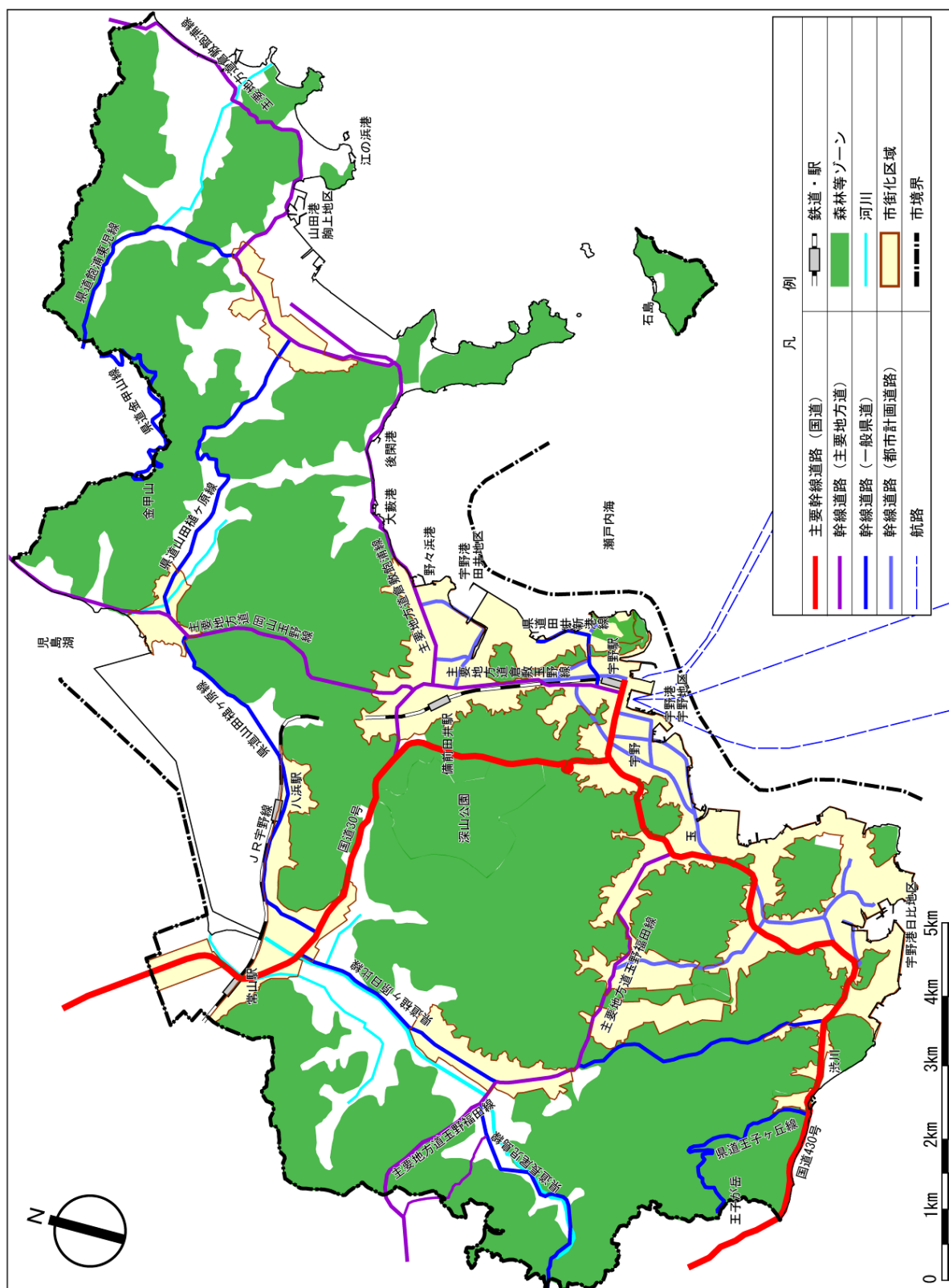
- ・宇野港宇野地区は陸上交通と海上交通の結節点であるという地理的条件を活かし、人流関連ゾーンとして、民間企業による施設整備、世界的なアートイベント等の活用や、瀬戸内の美しい観光資源や造船の進水式等を活用した産業観光との連携により、市内外から訪れる多くの人々の滞留や回遊を促進することで活気ある暮らしやすいまちを目指します。
- ・また、同港田井地区は物流ゾーンとして、地球環境にやさしいモーダルシフトへの潮流の中、港湾施設の積極的な利用を促進するとともに、水面整理場の有効活用等

についての検討を促進しながら、今後とも物流機能等の充実を促進します。

- ・また、宇野港日比地区においては整備計画の見直しが検討されています。
- ・江之浜港、後閑港、大藪港、野々浜港、渋川港、石島港は、現在の機能の維持を図ります。

イ 漁港の機能維持・充実

- ・山田港胸上地区においては、漁業施設等の機能の維持を図ります。



(2) 公園・緑地整備方針

1) 基本的な考え方

①既存公園の充実と活用

- ・既存公園のリニューアルやバリアフリー化等、安全性や快適性のより一層の向上に向け、適切な維持管理や整備を行います。

②緑あふれる市街地の形成

- ・市街地における緑化、農地、水辺環境の保全等を推進し、質の高い快適な住環境の形成を目指します。

③市民参画による緑の形成

- ・市民の参画による公園の環境整備や緑化の推進により、都市緑化を促進します。

2) 公園・緑地整備の充実

①身近な公園・緑地等の整備充実

- ・身近な公園・緑地については、地域のニーズ、実情に応じて、防災公園としての機能についても考慮しながら整備に努めます。
- ・自然や水辺の景観を活かした地区公園や街区公園、近隣公園については、市民が安全・安心に利用できる憩いの場として、適切な維持管理を行い、長寿命化に努めます。

②多様なニーズに対応する公園・緑地等の活用

- ・深山公園や日之出公園は市内の貴重な自然を活かした風致公園として、その保全と活用を図ります。
- ・深山公園は広域的な核となる都市公園であり、市内はもとより市外からも毎年多くの来園者数があることから、本市の観光拠点としてより一層の充実を図り、自然と親しむことができる公園として、更なる魅力の向上を図ります。
- ・玉野市民総合運動公園は市民の誰もが使用しやすく親しみやすい運動の場として、適切な維持管理と機能充実を図り、スポーツの振興及び市民の健康維持に努めます。
- ・深山公園や玉野市民総合運動公園をはじめとして、災害時に公園、緑地等を避難施設として活用できるよう機能強化を図ります。
- ・王子が岳や十禅寺山、日之出公園等の散策ルート等の維持管理を図り、市民や観光客が自然と親しむことができる場の活用を図ります。

3) 緑あふれるまちづくりの推進

①公共空間の緑化

- ・快適な市街地環境の形成を目指して、歩道の緑化、学校や公営住宅等の公共敷地の緑化を推進します。

- ・公園・緑地等の樹林地、水辺空間等において、生態系に配慮された緑の空間の形成を目指します。

②民有地緑化の促進

- ・緑化に対する補助や情報提供等、普及啓発活動により、うるおいと安らぎのある質の高い緑化を推進します。
- ・住宅地等においては、地域のニーズや実情に応じ、建築協定や緑地協定、地区計画等の適用を検討し、緑化の取り組みを促進します。

③市民との協働

- ・市民との協働により、歩道の植樹柵の植栽・管理等、緑化を推進します。
- ・公園の整備や改修においては、市民の意見を反映した愛着の持てる公園づくりを進めるとともに、公園・緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実を図ります。
- ・ガーデニングや沿道の花壇づくり等の市民の取り組みなど、協働による花と緑あふれるまちづくりを促進し、身近な場所において緑や花に触れ合うことができる機会の拡大に努めます。

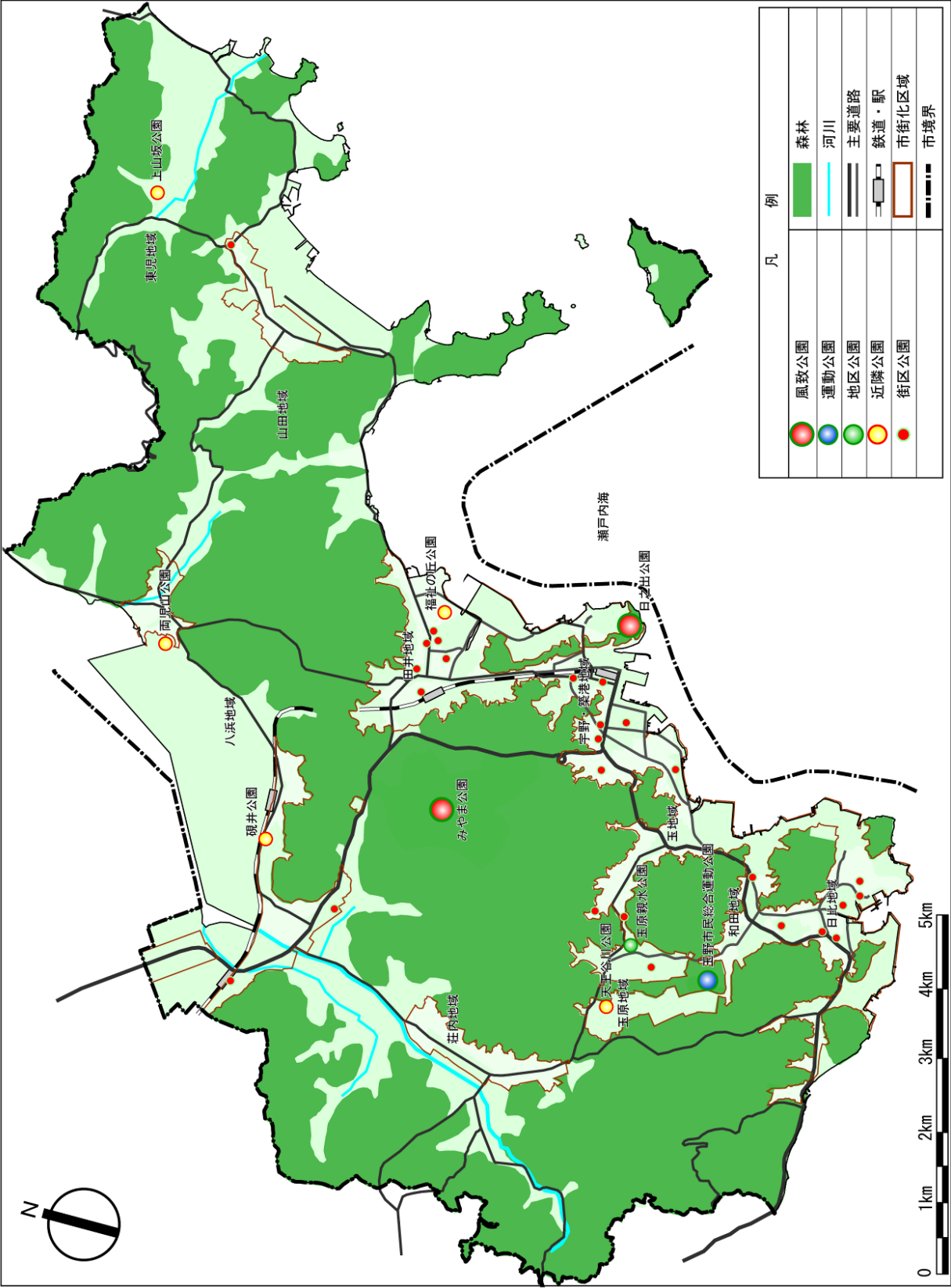


図 3－3 公園・緑地整備方針図

(3) 下水道・河川整備方針

1) 基本的な考え方

①公共下水道の整備

- ・公共下水道は、各市町村の実情に即した計画として岡山県が取りまとめた「クリーンライフ 100 構想」に基づき、汚水処理施設を効率的かつ効果的に整備します。公共用水域の水質を保全するため、本市全域を公共下水道で整備を行うこととし、一部地域については合併処理浄化槽により、汚水処理施設の整備率 100%の達成を目指します。

②災害に強い川づくり

- ・近年多く見られる予測困難な集中豪雨や台風等に伴う水害等に対応するため、計画的に河川・排水路の改修、整備を推進し、災害に強い川づくりを目指します。

③潤いのある水辺空間の創出

- ・河川は、農業用水など水利面での機能を有するほか、レクリエーションや生態系の維持、環境学習の場としても重要であることから、適切な保全を図るとともに、水辺へのアクセス性を確保し、魅力ある水辺空間の創出を図ります。

2) 主な施設の整備の方針

①公共下水道

- ・公共下水道児島湖処理区（児島湖流域下水道）、玉野処理区については、公共下水道事業を計画的に推進していくことで、整備区域の拡大を図ります。また既存の下水道施設については、改修による長寿命化やライフサイクルコストの最小化、耐震化等を考慮し、施設や管渠の適切な維持管理に努め、良好な生活環境の形成と将来の都市機能の向上を図ります。

②下水道関連施設

- ・玉野浄化センターは、高度処理等に対応できるよう、施設の改築、適切な維持管理に努め、安定した汚水処理を行っていきます。
- ・児島湖流域下水道浄化センターと連携し適切な維持管理に努め、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・浸水被害対策として雨水排水施設の整備を進めるとともに、汚水中継ポンプ場等、各施設の耐震改修を進めます。

③生活排水処理

- ・公共下水道の整備状況や地域の実情に併せて、事業計画区域外においては合併処理浄化槽の設置等、補助制度の活用、啓発活動を通じ、汚水処理施設の整備率の向上を図ります。

④河川・港湾

- ・市内を流れる鴨川や庄田川等においては、県と連携し、河川改修事業の早期完成を目指します。
- ・市内に点在するため池については、適宜改修を行い、農業用水を供給する機能の確保と治水機能の維持を図ります。
- ・港湾部においては、高潮等による浸水対策について引き続き改修、整備を促進します。

⑤水質保全

- ・公共用水域の快適な環境を維持するため、河川・湖沼の水質検査を実施し、下水道整備等、生活排水対策との連携により、水質の改善を促進します。
- ・児島湖周辺においては、県や事業者、市民ボランティア等と連携し、ヨシ原の刈取り、流域清掃等による浄化対策を推進します。

⑥水辺空間

- ・海や河川、湖に囲まれた良好な都市景観を維持し、良質な都市環境を形成するため安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。
- ・本市の観光交流拠点かつ交通結節点となる宇野港周辺においては、観光イベント等との連携を図るなど、快適で魅力ある、また、賑わいと人が行き交う水辺空間の創出に努めます。
- ・児島湖流域下水道浄化センターに併設されている自然環境体験公園は、市民のレクリエーションや環境学習の場として利用することができる親水空間として積極的に活用し、公共下水道事業への理解を促進します。

（４）その他都市施設整備方針

1）基本的な考え方

- ・その他の都市施設については、生活基盤や利便性の充実を図るため、既存ストックの活用、長寿命化を図るとともに、老朽化が進む施設については計画的な改修を実施し、適切な維持・管理を図ります。

2）主な施設の整備の方針

①上水道

- ・上水道施設については、配水池、ポンプ施設等の老朽化に対し、計画的な改修や更新を推進し、安心しておいしく飲める水の安定供給を図ります。
- ・送水管、配水管については、耐震性に優れた管路に更新することにより、水圧、水量の安定化や耐震性の向上、漏水防止を図り、事故や災害時でも安定した水が供給できるよう主要管路の耐震化を推進します。

②ごみ処理施設

- ・リサイクルプラザを活用したリサイクル意識の啓発に努め、分別・再資源化によるごみの減量化を推進します。また東清掃センターの適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、一般廃棄物の安定的な処理を行い、環境にやさしいまちづくりを推進します。

③最終処分場

- ・最終処分場については、和田最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の適正な維持管理に努めるとともに、ごみ処理の高度化・効率的な処理体制の整備を目指します。

④し尿処理場

- ・し尿処理を行う西清掃センターにおいては、適切な維持管理を図り、公衆衛生の向上と環境の保全を推進します。

⑤墓園・火葬場

- ・玉野市斎場の適切な維持管理、衛生管理を行うとともに、周辺環境と調和した美しい玉野市霊園や渋川墓園の維持に努め、市民への心の安らぎの場の提供に努めます。

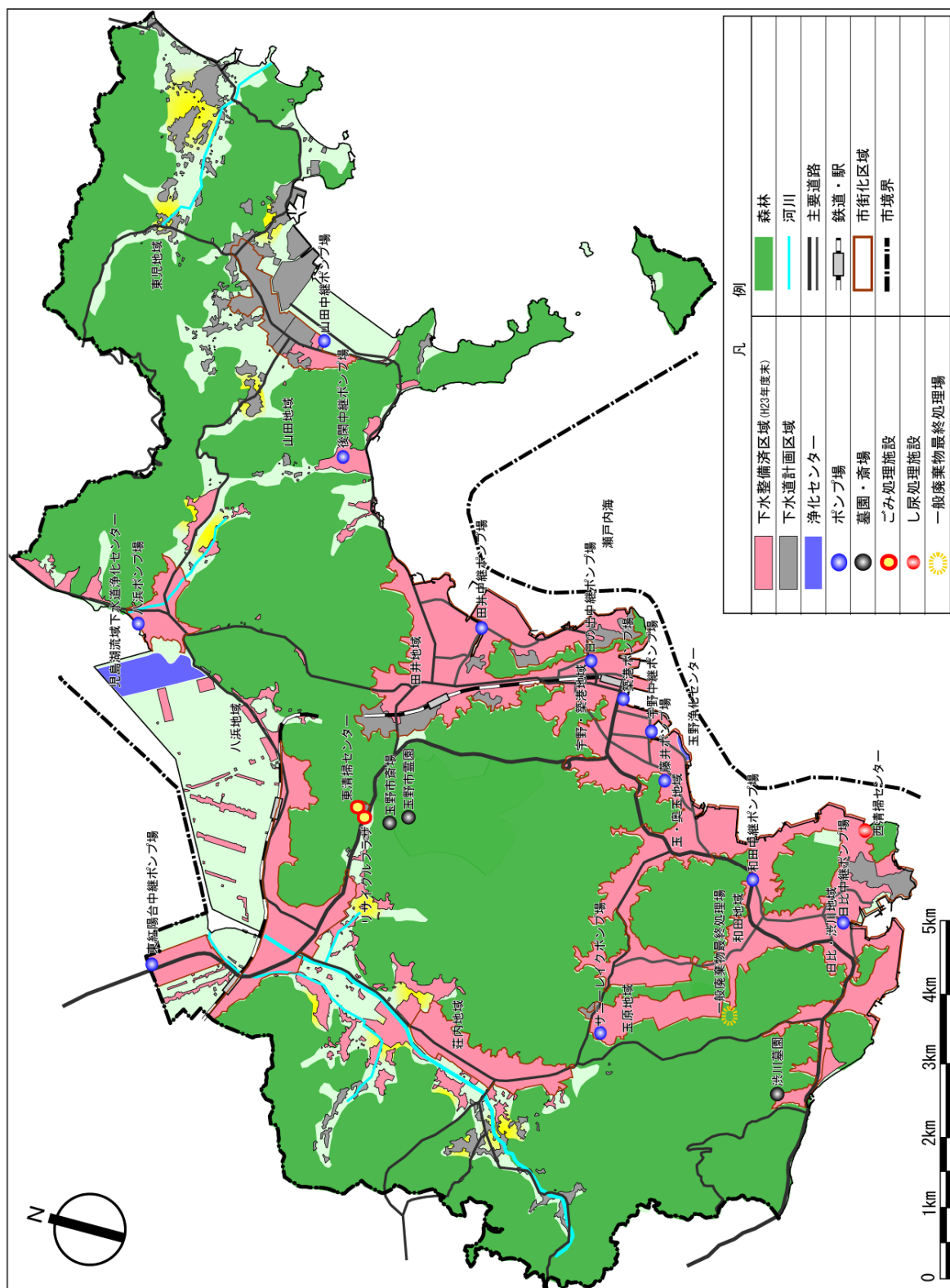


図3-4 下水道・河川・その他都市施設整備方針図

3-3 都市環境形成と保全の方針

(1) 基本的な考え方

1) 自然環境の保全・活用

- ・美しい渋川海岸や優れた眺望を有する王子が岳、身近に自然を楽しめる深山公園や十禅寺山、瀬戸内海に浮かぶ石島等、瀬戸内海国立公園やその周辺の美しい自然環境は、その貴重な資源が未来へ継承されるよう、保全と活用を図ります。

2) 都市環境の形成

- ・自然と調和した快適な生活環境を創出するため、都市計画制度の活用について検討するとともに、環境汚染や公害の防止に努め、環境美化を推進します。

3) 低炭素型都市づくり

- ・地球温暖化の抑制に向けて温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー対策に取り組むとともに、ごみの発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4R推進活動により、資源の効率的な利用を図り、低炭素型都市づくりを目指します。

(2) 主要な都市環境形成と保全の方針

1) 自然環境

①優れた自然環境の保全

- ・地域の優れた自然環境を保全する観点から、都市計画法等の土地利用に係わる各種法令に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・岡山県自然保護条例に基づき郷土記念物に指定される両児山の樹林等、多様かつ希少な自然環境の保全に努めます。
- ・森林は、水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、生態系の維持等、多面的機能を有していることから、市民や事業者、地権者等との協働により、適切な維持管理による保全を推進します。

②水辺環境の保全

- ・工場や事業所、一般家庭等からの排水による児島湖の水質悪化の改善に向け、国や県と連携して重点的に浄化対策を推進することにより、水辺環境の保全に努めます。
- ・瀬戸内海国立公園に指定される景観的にも美しい渋川海岸や出崎海岸等の海浜環境を保全するため、水質浄化等、適切な管理に努めます。
- ・瀬戸内海保全特別措置法に基づき県が定める自然海浜保全地区においては、海浜の保全の必要性について市民に啓発するとともに、市民との協働により海浜の清掃作業などの環境美化活動を推進し、良好な水辺環境の保全に努めます。

- ・東谷川や宗津川等、ホタル等の希少動物が生息する河川では、市民との協働により護岸の泥上げや清掃等、環境保全活動を推進します。

③大気環境の保全

- ・大規模な造船業や製錬業等が集積する本市の特性を踏まえ、大気の適正な環境基準の達成が維持されるよう、事業者との環境保全協定に基づく排出ガスの測定や立入調査等により、大気汚染防止対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

2) 都市環境

①自然と調和した都市環境の形成

- ・市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、建築協定、緑地協定等の都市計画制度の活用を検討します。
- ・市北西部、東部等、農地や海岸周辺の集落地等においては、美しい田園風景や農林漁業と調和したゆとりのある優良田園住宅の形成を図り、樹木植栽の手入れや生ごみの堆肥化によるごみ減量化、生活排水対策等を推進し、環境に配慮した生活環境の形成を図ります。
- ・自然林と池が連なる深山公園等の観光資源や恵まれた自然環境を活かし、人と自然との交流により魅力ある地域づくりを図ります。

②地球環境への配慮

- ・都市施設の整備においては、施設の長寿命化を図り、環境にやさしいリサイクル可能な建材を使用する等、環境に配慮した都市づくりを推進します。
- ・夏場における市街地の気温上昇の防止や、エネルギー消費量の抑制に努めるとともに、道路の透水性・保水性舗装や屋上緑化、緑のカーテン等の地球環境に配慮したまちづくりを推進します。

3) 低炭素型都市

①再生可能エネルギーの利用

- ・公共施設、事業所、一般家庭等における太陽光発電システムの設置を促進し、温室効果ガスの排出の抑制を図り、環境への負荷の低減に努めます。
- ・大規模空地等の活用に向けたメガソーラー発電等、再生可能エネルギーの利用への転換を推進し、環境への負荷の低い低炭素型の都市を目指します。

3-4 都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

1) 地域特性を活かした景観の形成

- ・各地域の特性に応じた魅力ある景観形成に努めます。

2) 美しい都市景観の形成

- ・「日本の渚百選」にも選ばれている渋川海水浴場や、「おかやまの自然百選」に指定されている王子が岳、深山公園からの眺望の他、児島湖や田園地帯等、多くの自然に恵まれた貴重な資源を活かし、市民に愛される美しい都市景観の形成を目指します。
- ・また、これらの資源や人の集まる場所を「景観拠点」と位置づけ、特性を活かした景観形成を目指します。

3) 市民との協働による景観づくり

- ・景観に関する情報提供等を通して、市民、事業者の景観意識の向上を図ります。
- ・市民や事業者による景観づくりへの取り組みを支援し、市民、事業者、行政が一体となって良好な景観形成を目指します。

(2) 主要な景観形成の方針

1) 自然景観の保全と形成

- ・海岸ゾーンについては、地域特性を活かしながら連続性のある町並みや沿道の景観形成を図ります。
- ・海岸ゾーンの渋川周辺については豊かな自然を保全しながら地域の特性を活かした魅力あふれる地域となるよう努めます。
- ・瀬戸内海国立公園に指定されている地域については、環境保全に十分な配慮を払いながら、市民の憩いの場、観光の場として活用を促進します。
- ・児島湖沿いの農地や西部、東部に広がる農地ゾーンにおいては、周辺の市街地との調和を図り、落ち着いた田園景観を保全します。
- ・王子が岳、深山公園等の森林ゾーンにおいては自然環境の保全、森林の育成に努め美しく魅力的な森林景観として次世代に引き継ぎます。

2) 歴史・文化的景観の保全と活用

- ・歴史的な建造物の残る八浜地域においては、地域特性や周辺と調和した良好な景観形成を目指します。
- ・山田地域に残る明治時代の煉瓦造りの専売庁舎等、貴重な歴史資源と調和した魅力的な景観の保全を図ります。

3) 市街地景観の創出

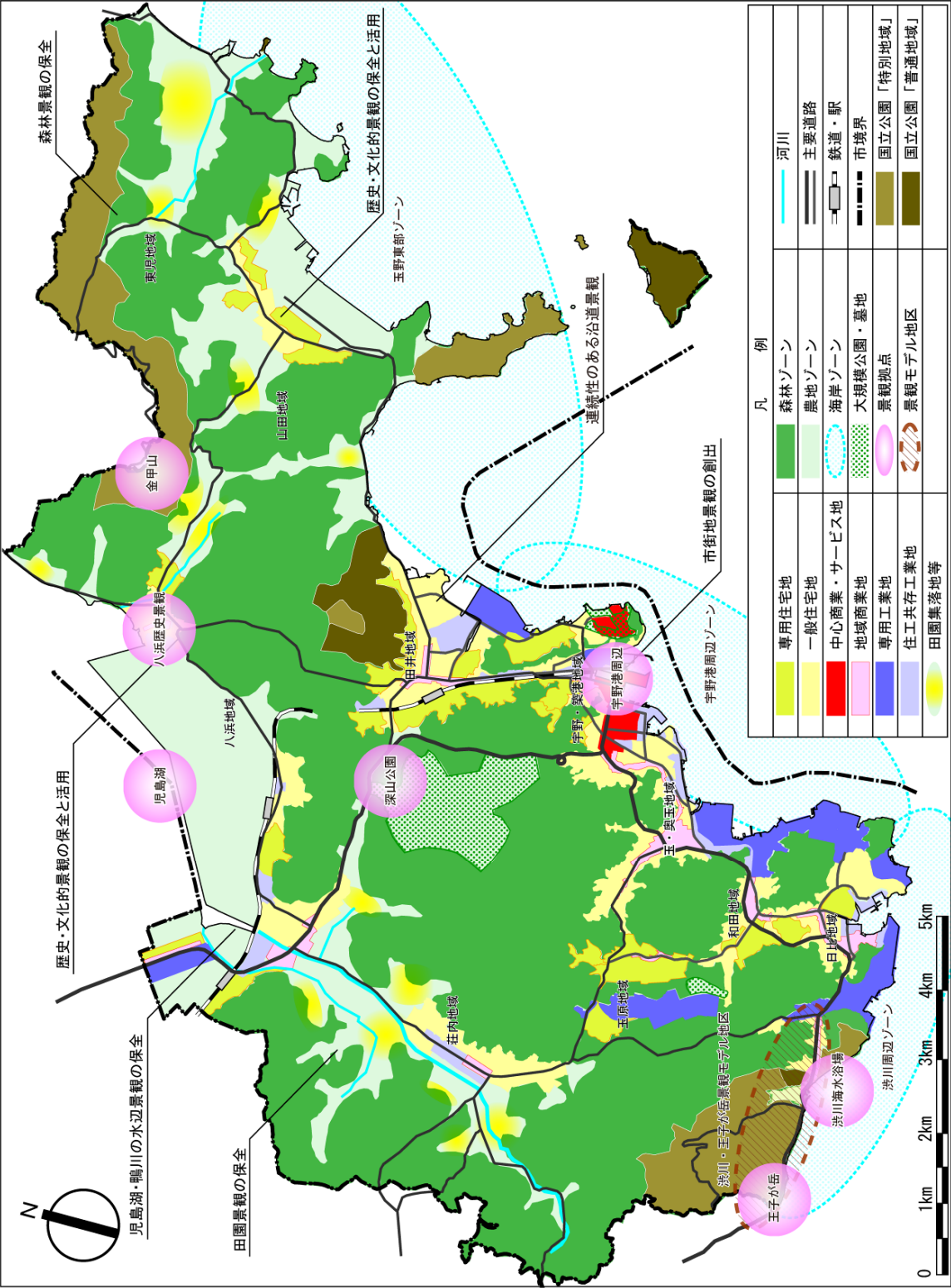
- ・玉野市の玄関口となるJR宇野駅や宇野港周辺については、海に面したエリアという地域特性を活かした景観形成に努めます。
- ・海岸ゾーンの宇野港周辺については大規模港湾施設と、工場群と周辺の町並みが調和した景観形成に努めます。
- ・幹線道路沿道や閑静な住宅地等、地域特性に応じて建物の色彩・形態・意匠や岡山県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観形成を図ります。

4) 渋川・王子が岳景観モデル地区

- ・「渋川・王子が岳」は岡山県景観計画において景観モデル地区に指定されています。本市は県の景観計画に則り、県と協働して景観形成を図ります。
- ・自然緑地の保全及び必要に応じた自生樹種の植栽を行うとともに、開発に際しては自生樹種等による緑化を図り、自然景観との調和に努めます。
- ・山並みの保全等に努めるとともに、眺望の前景部にあたる施設等は、色彩、形態等に配慮した景観形成の誘導に努めます。

5) 市民による取組

- ・市民や事業者が景観に関する取り組みをしようとする場合には、景観アドバイザーを派遣して助言するといった制度を活用するなど、事業者や行政との連携により地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを積極的に支援し、優れた景観の形成を推進します。



3-5 都市防災の整備方針

(1) 基本的な考え方

1) 自然災害への対応

- ・地震、津波、高潮、風水害等の自然災害に備え、関係機関、他市町村との連携、市民との協働により、ハード、ソフトの両面から災害に強いまちづくりを進めます。

2) 災害に強い都市の形成

- ・防災機能を備えた避難施設等の整備や、市街地の耐震性、耐火性の向上を進めるとともに、災害に強い都市の形成を図ります。

3) 市民との協働による減災対策

- ・発生確率が高いと予想されている東南海・南海地震等の大規模災害に備え、被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本とし、自主防災組織の強化や災害に対する知識の啓発、防災意識の高揚を図る等、市民との協働による減災対策を進めます。

(2) 主要な都市防災の方針

1) 土砂災害対策

- ・台風・豪雨時に伴う土砂災害防止のため、県や地権者と連携し、砂防施設等の整備・更新を進めます。
- ・土砂災害警戒区域等においては、その周知に努め、避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備を図り、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等に努める等、災害の未然防止を図ります。

2) 高潮・洪水対策

- ・高潮、洪水等による浸水被害を防止するため、国や県と連携し、海岸保全施設の整備・更新や河川の維持修繕、改良等、改修事業を推進するとともに、排水機能強化のため排水機の設置等、防災工事を推進します。

3) 地震・津波対策

①地震対策

- ・東南海・南海地震等の大規模地震に備え、地震発生時における建物倒壊による被害の軽減を図るため、「玉野市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を促進します。市役所、学校等防災拠点となる施設においては、優先的に耐震改修を進める等、災害時の避難や応急活動時における安全性の向上を図ります。

- ・災害時には、避難活動や緊急物資の輸送等が円滑に行われるよう、緊急輸送道路や避難路等の沿道の建物は、耐震化を促進します。

②津波対策

- ・地震時の津波被害を防止するため、県と連携し、津波の浸水区域や想定される被害等の予測に努め、災害時に確実に避難することができるよう、情報伝達体制の強化を図り、ただちに避難できる体制づくりを推進します。

③ライフラインの確保

- ・上下水道、道路、橋梁等の耐震化を推進し、災害時におけるライフラインの機能確保を図ります。
- ・海と丘陵地に挟まれた海岸沿いの道路等は、土砂災害や浸水被害等により、輸送機能が寸断されることが想定されることから、緊急輸送道路等における防災機能の強化を図ります。

4) 不燃化の促進

- ・木造家屋が密集する地区や家屋が密集する市街地においては、狭あい道路の解消や、建替え、除却、オープンスペースの確保等、市民との連携により不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・住宅、工場、倉庫等が混在する住工混在地区においては、不燃化を促進し、安全な市街地環境の整備を図ります。

5) その他施設整備

- ・火災に対する安全性を確保するため、消防設備や防火水槽等の整備を図り、消防水利の充実を図ります。
- ・瀬戸内海特有の乾燥した気象条件によって発生しやすい山火事の防止対策として、防火林道の維持管理、消火活動の円滑化を図ります。

3-6 その他都市整備の方針

(1) 基本的な考え方

1) ユニバーサルデザインの推進

- ・ 少子高齢化の進展に配慮し、高齢者、障害者、子育て世代をはじめ、すべての人が暮らしやすい都市となるよう、公共交通のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりを推進します。

2) 既存ストックの活用

- ・ 公共施設については、既存ストックの保全と活用を基本とし、適切な維持・管理による長寿命化を図る等、計画的かつ効率的な整備を推進します。

(2) 主要なその他都市整備の方針

1) 交通施設等

① バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- ・ 駅周辺や主な施設等においては、市民、事業者、行政が連携し、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

② 高齢者・障害者等にやさしい移動手段の確保

- ・ 高齢者、障害者等のいわゆる交通弱者が円滑に移動できる環境を整備するため、駅やバス停等のバリアフリー化を推進し、段差のない快適な歩行環境を整備します。

2) 観光振興

① 観光資源の活用

- ・ 瀬戸内海国立公園の豊かな自然や八浜の町並み等の歴史資源、大型客船が寄港する宇野港等の観光拠点間を地域公共交通等によりネットワーク化し、滞留・回遊性を高め、市全体における観光の魅力の向上を図ります。
- ・ 世界的に有名な直島のアート、今後も定期的な開催が見込まれる瀬戸内国際芸術祭や、様々なイベントの開催等と連携を図り、瀬戸内海に面する美しい景観と芸術が調和した魅力あるまちを目指します。
- ・ 来訪者が市内を移動しやすくなるよう、案内板の設置や周辺の景観に配慮したサインの設置等を検討します。

② 観光レクリエーション

- ・ 玉野市民総合運動公園や市立玉野海洋博物館においては、観光や市民のレクリエーション拠点として、施設の維持管理、活用に努めます。

3) その他公共施設

①公共施設

- ・施設の活用、充実を図るとともに、老朽化等の状況に応じて計画的な改修、耐震化、施設の統廃合等について検討し、適切な維持管理および効率的な運営を行います。

②市営住宅

- ・現在建築されている住宅（住宅ストック）の効率的な活用を図るため、施設の補修や設備の改善等が必要な市営住宅について、整備に努めます。
- ・将来必要となる修繕や耐震化、建替え等に係わるコストを明らかにしながら、整備の方針を内容とする、市営住宅の長寿命化計画を策定します。また、リフォームに合わせたバリアフリー化を進める等、快適な居住空間の確保・提供に努めます。